

# 日産東京販売株式会社(公取協会員)に対し、 公正取引委員会が下請法違反で「勧告」 — 下請事業者に対し、修理車両の運搬を無償でさせる —

公正取引委員会は、2026年2月20日付で、日産東京販売株式会社(公取協会員)が、自動車の板金塗装等の修理業務を委託している中小受託事業者(以下「下請事業者」という。)に対し、修理を委託した自動車の運搬を無償でさせることで、下請事業者の利益を不当に害していたとし、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)の規定に違反する事実が認められたことから、同社に対し勧告を行いました(※)。

※下請法は、2026年1月1日から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(以下「取適法」という。)に改正されましたが、本件は、改正法施行前になされたものであることから、下請法の適用を受けています。

## < 勧告の相手方 >

名 称	日産東京販売株式会社
所 在 地	東京都品川区西五反田4丁目32番1号
代 表 者	代表取締役社長 菊地 文夫
資 本 金	9,500万円

## < 違反事実と勧告の概要等 >

### (1) 違反事実

- ①遅くとも令和6年8月から令和7年7月までの間、下請事業者に対し、2,808台の自動車の引取り又は引渡しに係る運送を自己のために無償で行わせていた(下請事業者25名)。
- ②遅くとも令和6年8月から令和7年7月までの間、下請事業者25名のうち一部のものに対し、自動車に用いる部品の引取りに係る運送を自己のために無償で行わせていた。

### (2) 勧告の概要

- ①下請事業者25名に対し、無償で自動車を運送させたことによる費用に相当する額を支払うこと。
- ②下請事業者25名のうち無償で自動車に用いる部品を運送させたものに対し、運送させたことによる費用に相当する額を支払うこと。

### (3)業界団体に対する周知・啓発活動

- 自動車ディーラーが車体整備事業者に対し、自動車及び自動車に用いる部品を無償で運送させる行為については、令和7年12月22日公表の「自動車ディーラー及び車体整備事業者間の取引における下請法違反被疑事件の集中調査の結果について」にも記載のとおり、複数の指導事例がある。
- 公正取引委員会としては、このような状況を踏まえ、引き続き、自動車ディーラーによる取適法違反行為に対し、厳正に対処していくとともに、業界団体への取適法の周知等を通じた啓発活動を行っていくこととする。

○「勧告」の詳細については、以下の公正取引委員会ホームページをご覧ください。

日産東京販売株式会社(2026年2月20日付)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/feb/260220\\_nissantoukyouhanbai.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/feb/260220_nissantoukyouhanbai.html)

○集中調査の結果の詳細については、以下の公正取引委員会ホームページをご覧ください。  
(2025年12月22日付)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251222\\_dealer\\_honbun.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251222_dealer_honbun.pdf)

また、公正取引委員会は、自動車ディーラーにおいて、下請法の規定に基づく勧告を行った事例が相次いでいることを踏まえ、2026年2月24日付けで、一般社団法人日本自動車販売協会連合会(以下「自販連」という。)に対し、2025年12月22日公表の「自動車ディーラー及び車体整備事業者間の取引における下請法違反被疑事件の集中調査の結果」について業界内へ周知すること並びに取適法の規定に違反する行為の是正及び未然防止に努めるよう、会員企業に対して促すこと等を要請しました。

○自販連に対する要請については、以下の公正取引委員会ホームページをご覧ください。

(2026年2月24日付)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/feb/260224\\_nihonjidousyahanbaikyokai.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/feb/260224_nihonjidousyahanbaikyokai.pdf)

会員各社におかれましては、このような、取適法(旧下請法)に違反する行為を行うことのないよう、改めて社内における周知徹底をお願いいたします。

- 当協議会は、会員における取適法(旧下請法)違反行為の未然防止及び同法の遵守徹底を図るため、公正取引委員会等の実施した集中調査において指摘されたディーラーの違反事例及び取適法改正のポイント等を取り入れ、新たに作成した、取適法に関するマニュアルに基づく研修会(eラーニング及び集合形式)を、本年5月中旬以降に開催する予定です。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 業務本部 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112